

## 付議第 2 号

### 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 22 年 6 月高知県議会定例会提出予定の条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

## 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の施行による授業料の無償化に伴い、専攻科を除く県立高等学校の授業料等を徴収しないこととし、併せて授業料等を徴収しないことが相当でない場合を規定する等必要な改正をしようとするものである。

第 号

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項から第3項までを次のように改める。

県立高等学校の専攻科に在学する者は、年額118,800円の授業料を納付しなければならない。

- 2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。第3条の3第1項において「法」という。）第3条第1項ただし書の規定に基づき、県立高等学校（専攻科を除く。次条において同じ。）に在学する者（授業料又は受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると知事が認める者に限る。次条において同じ。）にあっては次条に規定するところにより、第3条の3に規定する者にあっては同条に規定するところにより授業料又は受講料を納付しなければならない。

- 3 県立大学に在学する者は、次の表に定める授業料を納付しなければならない。

区分		課程	金額
高知女子大学	学部	通常の課程	年額 535,800円
		一部の科目を履修する課程	1単位 14,800円
		専ら研究をする課程	月額 29,700円

	大学院	通常の課程	年額	535,800円
		一部の科目を履修する課程	1単位	14,800円
		専ら研究をする課程	月額	29,700円
高知短期大学	学科	通常の課程	年額	260,400円
		一部の科目を履修する課程	1単位	6,500円
		専ら研究をする課程	月額	28,900円
	専攻科	通常の課程	年額	260,400円
		一部の科目を履修する課程	1単位	6,500円
		専ら研究をする課程	月額	28,900円

第3条第4項中「第1項」を「前項」に改める。

第3条の2及び第3条の3を次のように改める。

第3条の2 県立高等学校に在学する者は、次に掲げる額の授業料を納付しなければならない。

(1) 全日制の課程にあつては、年額118,800円

(2) 定時制の課程のうち、単位制による課程以外の課程にあつては、年額32,400円

(3) 定時制の課程のうち、単位制による課程にあつては、1単位につき1,740円

2 県立高等学校に在学する者のうち、県立高等学校の通信制の課程に在学する者は、1単位につき330円の受講料を納付しなければならない。

3 県立高等学校に在学する者のうち、県立高等学校の全日制の課程のうち単位制による課程に在学する者で修業年数が3年を超えるものが納付する授業料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、1単位につき3,960円とする。ただし、当該授業料の年間の合計額が全日制の課程の年額を超えるときは、当該年額とする。

4 県立高等学校に在学する者のうち、当該県立高等学校その他の県立高等学校において一部の科目を併せて履修する者は、次に掲げる額の受講料を納付しなければならない。

(1) 県立高等学校の全日制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき3,960円

(2) 県立高等学校の定時制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位に

つき1,740円

(3) 県立高等学校の通信制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき330円

第3条の3 県立高等学校以外の高等学校等（法第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者で、県立高等学校において一部の科目を併せて履修するものうち、受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると知事が認める者は、前条第4項各号に掲げる額の受講料を納付しなければならない。

2 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校において、当該定時制の課程又は通信制の課程の聴講生として特定の科目を履修する者は、当該科目1単位につき1,740円の受講料を納付しなければならない。

第4条第1項中「毎月20日」を「毎月25日」に、「その額」を「、その額」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「5月20日」を「5月25日」に改める。

第5条の2ただし書中「第3条第1項」を「第3条第3項」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、平成22年度以降の県立高等学校の授業料及び受講料について適用し、平成21年度以前の県立高等学校の授業料及び受講料については、なお従前の例による。
- 4 新条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年度の県立高等学校の授業料については、次の各号に掲げる月に当該各号に掲げる日までに、その額の8分の1に相当する額を納付しなければならない。
  - (1) 平成22年8月から平成23年1月まで 毎月20日
  - (2) 平成23年2月 同月10日
  - (3) 平成23年3月 同月10日（最終学年又は最終年次の者にあつては、同年2月10日）

（高知県収入証紙条例の一部改正）

- 5 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

7 県立大学入学手数料	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項若しくは第2項、第2条第1項、第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の5又は第3条の6第1項
8 県立大学入学料	
9 県立学校授業料	
10 県立高等学校受講料	
10の2 県立大学研修料	
10の3 免許状更新講習手数料	
10の4 学位論文審査手数料	

を

7 県立大学入学手数料	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項若しくは第2項、第2条第1項、第3条から第3条の5まで又は第3条の6第1項
8 県立大学入学料	
9 県立高等学校授業料	
10 県立高等学校受講料	
10の2 県立大学授業料	
10の3 県立大学研修料	
10の4 免許状更新講習手数料	
10の5 学位論文審査手数料	

に改める。

（県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までの規定中「第3条第1項の表」を「第3条第3項の表」に改める。

新 旧 対 照 表

新 高知県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第3条 県立高等学校の専攻科に在学する者は、年額118,800円の授業料を納付しなければならない。

旧

高知県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第3条 県立学校に在学する者は、次項に定めるものを除き、次の授業料を納付しなければならない。

区 分		課 程	金 額
高 等 学 校		全日制の課程	年額 118,800円
		定時制の課程	単位制による課程以外の課程 年額 32,400円
			単位制による課程 1単位 1,740円
高知女子大学	学 部	通常の課程	年額 535,800円
		一部の科目を履修する課程	1単位 14,800円
		専ら研究をする課程	月額 29,700円
	大学院	通常の課程	年額 535,800円
		一部の科目を履修する課程	1単位 14,800円
		専ら研究をする課程	月額 29,700円



- 2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。第3条の3第1項において「法」という。）第3条第1項ただし書の規定に基づき、県立高等学校（専攻科を除く。次条において同じ。）に在学する者（授業料又は受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると知事が認める者に限る。次条において同じ。）にあっては次条に規定するところにより、第3条の3に規定する者にあっては同条に規定するところにより授業料又は受講料を納付しなければならない。
- 3 県立大学に在学する者は、次の表に定める授業料を納付しなければならない。

高知短期大学	学 科	通常の課程	年額 260,400円
		一部の科目を履修する課程	1単位 6,500円
		専ら研究をする課程	月額 28,900円
	専攻科	通常の課程	年額 260,400円
		一部の科目を履修する課程	1単位 6,500円
		専ら研究をする課程	月額 28,900円

- 2 県立高等学校の通信制の課程に在学する者は、1単位につき330円の受講料を納付しなければならない。
- 3 県立高等学校の全日制の課程のうち単位制による課程に在学する者で修業年数が3年を超えるものが納付する授業料の額は、第1項の規定にかかわらず、1単位につき3,960円とする。ただし、当該授業料の年間の合計額が全日制の課程の年額を超えると

区分		課程	金額
高知女子大学	学部	通常の課程	年額 535,800円
		一部の科目を履修する課程	1単位 14,800円
		専ら研究をする課程	月額 29,700円
	大学院	通常の課程	年額 535,800円
		一部の科目を履修する課程	1単位 14,800円
		専ら研究をする課程	月額 29,700円
高知短期大学	学科	通常の課程	年額 260,400円
		一部の科目を履修する課程	1単位 6,500円
		専ら研究をする課程	月額 28,900円
	専攻科	通常の課程	年額 260,400円
		一部の科目を履修する課程	1単位 6,500円
		専ら研究をする課程	月額 28,900円

4 県立大学に在学する者のうち、知事が別に定めるところにより、当該県立大学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期

きは、当該年額とする。

4 県立大学に在学する者のうち、知事が別に定めるところにより、当該県立大学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期

間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者が納付する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該県立大学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）とする。

第3条の2 県立高等学校に在学する者は、次に掲げる額の授業料を納付しなければならない。

(1) 全日制の課程にあっては、年額118,800円

(2) 定時制の課程のうち、単位制による課程以外の課程にあっては、年額32,400円

(3) 定時制の課程のうち、単位制による課程にあっては、1単位につき1,740円

2 県立高等学校に在学する者のうち、県立高等学校の通信制の課程に在学する者は、1単位につき330円の受講料を納付しなければならない。

3 県立高等学校に在学する者のうち、県立高等学校の全日制の課程のうち単位制による課程に在学する者で修業年数が3年を超えるものが納付する授業料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、1単位につき3,960円とする。ただし、当該授業料の年間の合計額が全日制の課程の年額を超えるときは、当該年額とする。

4 県立高等学校に在学する者のうち、当該県立高等学校その他の

間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者が納付する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該県立大学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）とする。

第3条の2 高等学校に在学する者で、県立高等学校において一部の科目を併せて履修するものは、次に掲げる額の受講料を納付しなければならない。

(1) 県立高等学校の全日制の課程において併せて履修する科目にあっては、1単位につき3,960円

(2) 県立高等学校の定時制の課程において併せて履修する科目にあっては、1単位につき1,740円

(3) 県立高等学校の通信制の課程において併せて履修する科目にあっては、1単位につき330円

県立高等学校において一部の科目を併せて履修する者は、次に掲げる額の受講料を納付しなければならない。

- (1) 県立高等学校の全日制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき3,960円
- (2) 県立高等学校の定時制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき1,740円
- (3) 県立高等学校の通信制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき330円

第3条の3 県立高等学校以外の高等学校等（法第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者で、県立高等学校において一部の科目を併せて履修するもののうち、受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると知事が認める者は、前条第4項各号に掲げる額の受講料を納付しなければならない。

2 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校において、当該定時制の課程又は通信制の課程の聴講生として特定の科目を履修する者は、当該科目1単位につき1,740円の受講料を納付しなければならない。

第4条 県立高等学校の授業料は、毎月25日（次の各号に掲げる月分にあつては、当該各号に掲げる日）までに、その額の12分の1に相当する額を納付しなければならない。

- (1) 第1学年又は第1年次の者の4月分 5月25日
- (2) 2月分 2月10日

第3条の3 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校において、当該定時制の課程又は通信制の課程の聴講生として特定の科目を履修する者は、当該科目1単位につき1,740円の受講料を納付しなければならない。

第4条 県立高等学校の授業料は、毎月20日（次の各号に掲げる月分にあつては、当該各号に掲げる日）までにその額の12分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第1学年又は第1年次の者の4月分 5月20日
- (2) 2月分 2月10日

(3) 3月分 3月10日（最終学年又は最終年次の者にあつては、2月10日）

2～5 略

第5条の2 第3条第4項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを1年に切り上げるものとする。以下この条において同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下この条において同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮が認められるときに納付しなければならない。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第3条第3項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付しなければならない。

(3) 3月分 3月10日（最終学年又は最終年次の者にあつては、2月10日）

2～5 略

第5条の2 第3条第4項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを1年に切り上げるものとする。以下この条において同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下この条において同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮が認められるときに納付しなければならない。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第3条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付しなければならない。

新 旧 対 照 表

新

県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例（次項において「旧条例」という。）の規定により設置された高知女子大学（以下この項において「旧高知女子大学」という。）は、この条例による改正後の県立大学の設置及び管理に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定にかかわらず、平成23年3月31日において旧高知女子大学に在学する者が旧高知女子大学に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。この場合における高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）の規定の適用については、同条例第3条第3項の表中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学（県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第17号）附則第2項の規定により存続するものとされた同条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例（昭和28年高知県条例第40号）の規定により設置された高知女子大学をいう。第4条第2項において同じ。）」と、同条例第4条第2項中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学」

旧

県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例（次項において「旧条例」という。）の規定により設置された高知女子大学（以下この項において「旧高知女子大学」という。）は、この条例による改正後の県立大学の設置及び管理に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定にかかわらず、平成23年3月31日において旧高知女子大学に在学する者が旧高知女子大学に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。この場合における高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）の規定の適用については、同条例第3条第1項の表中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学（県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第17号）附則第2項の規定により存続するものとされた同条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例（昭和28年高知県条例第40号）の規定により設置された高知女子大学をいう。第4条第2項において同じ。）」と、同条例第4条第2項中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学」

とする。

- 3 旧条例の規定により高知女子大学に置かれた大学院（以下この項において「旧大学院」という。）は、新条例の規定にかかわらず、平成23年3月31日において旧大学院に在学する者が旧大学院に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。この場合における高知県立学校授業料等徴収条例の規定の適用については、同条例第1条第3項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院（県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第17号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定により存続するものとされた改正条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例（昭和28年高知県条例第40号）の規定により高知女子大学に置かれた大学院をいう。以下同じ。）」と、同条例第2条第2項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院」と、同条例第3条第3項の表中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学（改正条例附則第2項の規定により存続するものとされた改正条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例の規定により設置された高知女子大学をいう。第4条第2項において同じ。）」と、同条例第3条の6第2項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院」と、「当該大学院」とあるのは「高知県立大学大学院」と、同条例第4条第2項中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学」とする。

（高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正）

- 4 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

略

とする。

- 3 旧条例の規定により高知女子大学に置かれた大学院（以下この項において「旧大学院」という。）は、新条例の規定にかかわらず、平成23年3月31日において旧大学院に在学する者が旧大学院に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。この場合における高知県立学校授業料等徴収条例の規定の適用については、同条例第1条第3項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院（県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第17号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定により存続するものとされた改正条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例（昭和28年高知県条例第40号）の規定により高知女子大学に置かれた大学院をいう。以下同じ。）」と、同条例第2条第2項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院」と、同条例第3条第1項の表中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学（改正条例附則第2項の規定により存続するものとされた改正条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例の規定により設置された高知女子大学をいう。第4条第2項において同じ。）」と、同条例第3条の6第2項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院」と、「当該大学院」とあるのは「高知県立大学大学院」と、同条例第4条第2項中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学」とする。

（高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正）

- 4 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

略

第3条第3項の表、第3条の4及び第3条の5中「高知女子大学」を「高知県立大学」に改める。

略

第3条第1項の表、第3条の4及び第3条の5中「高知女子大学」を「高知県立大学」に改める。

略



新 旧 対  
新  
高知県収入証紙条例（抜粋）

別表（第2条関係）

使用料及び手数料名	使用料及び手数料の徴収根拠
略	略
7 県立大学入学手数料	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項
8 県立大学入学料	若しくは第2項、第2条第1項、第3
9 県立高等学校授業料	条から第3条の5まで又は第3条の6第1項
10 県立高等学校受講料	
10の2 県立大学授業料	
10の3 県立大学研修料	
10の4 免許状更新講習手数料	
10の5 学位論文審査手数料	
略	略

照 表  
旧  
高知県収入証紙条例（抜粋）

別表（第2条関係）

使用料及び手数料名	使用料及び手数料の徴収根拠
略	略
7 県立大学入学手数料	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項
8 県立大学入学料	若しくは第2項、第2条第1項、第3
9 県立学校授業料	条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の5又は第3条の6第1
10 県立高等学校受講料	項
10の2 県立大学研修料	
10の3 免許状更新講習手数料	
10の4 学位論文審査手数料	
略	略

## 高知県立高等学校の授業料の無償化について

平成22年4月から、県立高等学校の生徒は、原則として授業料が無償になります。ただし、専攻科及び聴講生は徴収の対象となります。

### 1. 無償の対象者

専攻科、聴講生以外の生徒

- ① 全日制の生徒
- ② 定時制の生徒
- ③ 定時制（単位制）の生徒
- ④ 通信制の生徒
- ⑤ 併修生（公立・私立の区分なし）

\* 一度高等学校を卒業した人が再び入学した場合も無償の対象です。（学び直し・スキルアップを支援します。）

### 2. 条例・徴収に関する取り扱い（1の無償の対象者が徴収となる場合）

- (1) 授業料又は受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると知事が認める者。

#### 徴収に関する取り扱い

- ① 審査の対象  
次の各号を目的  
ア 就学に対する本人の意志があまりにも欠如しているもの  
イ 授業料を徴収しないことがあまりにも公平を欠くもの
- ② 学校長の意見の提出（県立学校長に対する事務委任規定（平成4年3月高知県教育長訓令第1号）第2条第20号歳入関係）
- ③ 教育長（審査会）と協議
- ④ 学校長の認定
- ⑤ 徴収

### 3. 徴収の対象者

- (1) 専攻科の生徒（法の対象外であり、授業料を徴収することになります。ただし、授業料免除の制度があります。高知東高等学校、高知海洋高等学校）
- (2) 聴講生（法の趣旨に該当せず、生涯教育的な面もありますので、徴収することになります。）

#### 4. 授業料不徴収と交付金

(1)

【公立高等学校授業料月額×12月×10月1日の生徒数×調整率（政令第120号第1条第2項）】

☆ 調整率は以下①～③の要素となっている。

- ① 授業料の徴収実績（減免率）
- ② 高校既卒者数
- ③ 標準修業年限超過在学者数

（政令第120号第1条第2項）

授業料収入の減少の状況その他の事情を考慮して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額に相当する金額とする。

(2)

21年度標準算定方式

公立高等学校授業料月額×12月×10月1日の生徒数

全日制	9,900円	12月	3,535人	1,607,958,000円
定時制	2,700円	12月	1,169人	37,875,600円
通信制	520円	12月	727人	4,536,480円
特別支援	400円	12月	281人	1,348,800円
合計				<u>1,651,718,880円</u>

×調整率0.885

=21年度標準算定方式による額 A

1,461,771,208円

Aの額にこれまでの高知県の授業料収入額や生徒数変動割合を用いて算定し、平成22年度当初の概算交付申請見込額は1,482,932,349円。

# 県立高等学校の授業料無償化等について

## 国の制度概要

## 本県の対応

県立

○公立高等学校について授業料を徴収しない。(「公立高等学校授業料不徴収交付金」を交付する。)

1 標準算定式 ※△11.5%は国の定めた全国一律の率  
 $\text{基礎授業料月額} \times 12\text{月} \times 10\text{月1日生徒数} \times (1 - 0.115)$

2 算定上考慮されない生徒  
 ・高校既卒者  
 ・標準就業年限超過在学者  
 ・専攻科、別科の生徒及び聴講生

↓

実際の徴収・不徴収については各県の判断

私立

○「高等学校等就学支援金」を支給する。

1 支給額  
 年118,800円  
 (低所得世帯の生徒については1.5~2倍を支給)

2 支給期間  
 最大36月(定時制・通信制は最大48月)

3 支給対象外  
 ・高等学校等を卒業し又は修了したもの  
 ・私立高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は最大48月)を超えるもの  
 ・専攻科、別科の生徒及び聴講生

4 休学の取扱い  
 支給停止の申し出により支給が停止された期間は支給期間に算入されない。

5 留学の取扱い  
 国内に住所を有しない場合は支給対象外。帰国後の手続きにより残期間の範囲内で受給が可能。

就学意欲のある生徒については原則対象とする。

○就学意欲のある生徒の授業料を不徴収  
 専攻科、聴講生(社会人教育と同等)を除き、特別の事由に該当しない場合には授業料を徴収しないことで、経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図る。

1 不徴収の対象者  
 ・全日制の生徒  
 ・定時制の生徒  
 ・通信制の生徒  
 ・併修生(公立・私立の区別なし)

2 特別の事由  
 徴収しないことが生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる次の場合  
 ・就学に対する本人の意欲があまりにも欠如しているもの  
 ・授業料を徴収しないことがあまりに公平を欠くもの

○県立高等学校と同様の就学環境を整える。  
 県独自の就学支援金を交付することで、支給の対象者を県立の不徴収の対象者と同様とする。

